

(様式3)

## 承 諾 書

### 1 目 的

農業研修館は、農林業の新たな担い手の育成や現場の指導者の養成を目的に設置され、研修期間を全うするには支障が生じる研修生に対し、宿泊機能を備えている。

よって、宿泊を希望する場合は、人数に制限があるため、以下の要件のいずれかに該当する者とする。

### 2 宿泊利用の条件

- (1) 自家用車など移動手段がなく、公共交通機関では研修開始時間に間に合わない場合
- (2) 災害の恐れや運転経験が浅いなどにより自宅からの移動に危険を伴う場合
- (3) その他、農林総合技術センター所長が適当と認めた場合。

### 3 各項目を確認し、チェック欄に✓を記入する。

| 【利用上の厳守事項】                                                               | チェック欄 |
|--------------------------------------------------------------------------|-------|
| (1) 門限（22時）を厳守し、職員(舎監)が全ての出入口を施錠するので、時間以降の入退出は禁止とする。                     |       |
| (2) 喫煙は指定された場所で行い、宿泊室及び館内での喫煙は禁止とする。                                     |       |
| (3) 飲酒は、研修館を利用する場合、宿泊室及び館内、外部の飲食店においても禁止とする。                             |       |
| (4) 学生寮内への立ち入りは禁止とする。但し、緊急連絡等で男子寮内の舎監室への立ち入りは可能。                         |       |
| (5) 他人に迷惑な言行を慎むこと（研修館内のパソコン室で学生が夜間学修する場合があるため、宿泊や学修情報を玄関ホールに掲示します）。      |       |
| (6) 防火・防災・防犯・保健衛生その他必要な事項については、関係職員の指示に従うこと（防犯対策上、施設内外に防犯カメラ3台を設置しています）。 |       |
| (7) コロナウイルス感染症など校内で突発的に発生した際には、申込を受理されても利用不可となる場合がある。                    |       |
| 【利用者の責任および義務】                                                            | —     |
| (8) 自己の責に帰すべき事由により施設、機器等を破損した場合は、所長の指示するところにより現状に回復し、それに係る費用一切を利用者が負担する。 |       |

以上の項目について、承諾します。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_